

こ 支 家 第 161 号
こ 支 障 第 68 号
社 援 基 発 0331 第 2 号
障 障 発 0331 第 1 号
老 高 発 0331 第 1 号
令 和 7 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

こ ども 家 庭 庁 支 援 局 家 庭 福 祉 課 長
こ ども 家 庭 庁 支 援 局 障 害 児 支 援 課 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 福 祉 基 盤 課 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 障 害 福 祉 課 長
厚 生 労 働 省 老 健 局 高 齢 者 支 援 課 長
（ 公 印 省 略 ）

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の
一部改正について

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日付け雇児発第 0312001 号・社援発第 0312001 号・老発第 0312001 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）及び「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日付け雇児福発第 0312002 号・社援基発第 0312002 号・障障発第 0312002 号・老計発第 0312002 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知）等により定められているところである。

今般、本通知を別添のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図るとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対し周知を図るようご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。